

# 平成31年度就学援助費のお知らせ

熊谷市教育委員会

小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の方で、経済的にお困りのご家庭に対して、就学費用の一部を援助します。この就学援助費を希望される方は、申請手続きを行ってください。

なお、就学援助の申請は毎年度必要です。平成30年度に認定された方も改めて申請が必要となります。

## 1 援助を受けられる方 次のいずれかに該当し、教育委員会が認めるもの。

	申請理由	添付書類
1	児童扶養手当を受給している世帯 ※児童手当ではありません	<b>平成30年度児童扶養手当証書（クリーム色）</b> の写し ※「平成30年度児童扶養手当証書」は平成30年10月中旬から、 <u>順次こども課から発送</u> されます。
2	市民税が非課税の世帯	◎平成30年1月1日熊谷市に住民登録があり、申請書の同意書欄の内容に同意し、自署または記名押印された方については、添付書類は不要です。
3	生活保護は受けていないが生活保護に準ずる程度にお困りの世帯 ※所得のめやすを参照	◎平成30年1月2日以降熊谷市に転入した方 <b>「平成30年度市民税県民税所得・課税証明書（所得額・控除額の明記されたもの）」</b> 義務教育以下・学生を除く <b>家族全員分</b>

◎所得のめやす：合計所得金額から、社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額を引いた金額を下記の基準額と比較します。世帯構成や年齢により基準額は上下しますので、めやすとしてご利用ください。

世帯人数	世帯構成	年間所得基準額
2人	父または母（35歳）子（10歳）	約1,602,000円
3人	父（38歳）母（35歳）子（10歳）	約2,115,000円
4人	父（41歳）母（39歳）子（13歳・9歳）	約2,683,000円
5人	父（41歳）母（39歳）子（13歳・11歳・8歳）	約3,139,000円
6人	祖父（65歳）祖母（65歳） 父（41歳）母（39歳）子（13歳・9歳）	約3,509,000円

## 2 申請方法

小・中学校及び教育総務課にある「平成31年度就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、上記の必要書類を添付して小・中学校または教育総務課に提出してください。

なお、市県民税申告等がされていないことにより所得状況の確認ができない場合は、審査ができません。必ず申告を済ませてください。世帯内のどなたの扶養にも入っていない場合は、所得がなくても市県民税の申告が必要です。

（注意）

- ・振込み先の口座は、申請者名義の預金口座を記入してください。
- ・必要な書類がそろわない場合や不備がある場合は、受付することができません。

### 3 申請期限

**平成30年11月16日(金)**までに申請してください。4月当初からの援助は平成31年3月末受付分までです。

※新入学学用品費について、上記期限までの申請で入学前(2月下旬～3月上旬)の支給、申請期限後から平成31年3月末までの申請で入学後(7月)の支給となります。

### 4 援助の内容 ※援助内容は平成30年度のものです。

支給費目	就学援助費(年額)		H31年度 支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費等	1年 11,420円	1年 22,320円	7月・12月・3月
	2年～6年 13,650円	2年～3年 24,550円	
新入学学用品費等	1年 40,600円	1年 47,400円	入学前または7月
修学旅行費	実費相当額(交通費・宿泊費・見学科料等が対象)		10月または1月頃
校外活動費	校外活動に直接必要な交通費・見学科料等		3月
宿泊なし	限度額あり 1,570円	限度額あり 2,270円	
宿泊あり	〃 3,620円	〃 6,100円	
海浜学校見学科料	6年 450円	-----	
給食費	実費分		7月・12月・3月
林間学校給食費	限度額 1,850円/1泊(2泊までを限度)		3月
医療費	定期健康診断後、学校からの申請により医療券を交付。(こども医療費受給資格証の交付を受けている者を除く) 【援助対象疾病】トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎 慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病(虫卵保有含)		

※生活保護受給者については、修学旅行費・海浜学校見学科料・林間学校給食費・医療費を援助します。

※修学旅行費の支給は、修学旅行が実施される時期によって異なります。

### 5 申請結果通知

認定・否認定の結果については、教育委員会で審査し、申請者全員に4月下旬に郵送します。4月以降の申請については、翌月中旬までに結果を郵送で通知します。

### 6 その他

- 平成31年4月以降も申請を受付けますが、認定された場合は申請月の翌月分から月割りで支給となります。
- 平成30年1月2日以降に熊谷市に転入された場合、平成30年1月1日時点で居住していた市町村で発行する「平成30年度市民税県民税所得・課税証明書」を添付してください。市町村によって証明書の名称が異なりますので、「合計所得金額」「社会保険料控除額」「生命保険料控除額」「地震保険料控除額」が明記されたものを、就労の有無に係わらず、義務教育以下・学生を除く世帯員全員分をお取りください。
- 申請書提出後、申請内容に変更が生じたときや市外に転出される場合は、学校または教育総務課へ御連絡ください。

#### 問合せ先

熊谷市教育委員会(熊谷市役所6階) 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1  
教育総務課 電話 048-524-1111

《申請・審査・支給について》内線382 《医療費について》内線547